

砂川市条例第15号
令和6年3月13日

砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

砂川市道路占用料徴収条例（昭和61年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係） 占用料の欄を次のように改める。

占用料
430円
670円
900円
390円
620円
850円
39円
4円
2円
380円
230円
780円
330円
590円
780円
16円
23円
35円
47円
70円
93円
160円
230円
470円
2円
8円
620円
390円
230円

780円
780円
6円
59円
59円
590円
620円
6円
59円
6円
59円
590円
290円
780円
59円
78円
近傍類似の土地の時価に0.022を乗じて得た額
近傍類似の土地の時価に0.022を乗じて得た額
近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額
近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。